

平成 2 8 年 第 1 回 定例会

枚方京田辺環境施設組合議会会議録

平成 2 8 年 1 1 月 1 4 日（月） 開会・閉会

枚方京田辺環境施設組合議会

平成28年第1回定例会 枚方京田辺環境施設組合議会会議録目次

出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者	1
職務のため出席した者	1
議事日程	2
議員の出欠報告	3
開会宣告	3
開議宣告	3
管理者挨拶	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	3
議案第9号 枚方京田辺環境施設組合個人情報保護条例の一部改正について	4
議案第10号 枚方京田辺環境施設組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償 等に関する条例の一部改正について	4
議員の派遣について	5
一般質問	5
米澤修司議員の一般質問	5
1 発注方式について	
2 交付金内示の遅れによる事業への影響について	
3 水銀の排出基準の内容と今後の対応について	
広瀬ひとみ議員の一般質問	9
1 可燃ごみ広域処理施設整備に係る事業手法について	
青木綱次郎議員の一般質問	12
1 新焼却場建設の事業手法をDBO方式とすることの課題について	
2 ゴミ処理は直営方式で進めるべき	
閉会宣告	17
○付議事件一覧表	19
○議案集	21

平成28年第1回定例会 枚方京田辺環境施設組合議会会議録

日 時：平成28年11月14日（月） 午後2時

場 所：枚方市東部清掃工場3階 見学者説明室

○出席議員 12名

1 番	高 野 寿 陞	2 番	広 瀬 ひとみ
3 番	岩 本 優 祐	4 番	大 橋 智 洋
5 番	漆 原 周 義	6 番	大 地 正 広
7 番	西 田 政 充	8 番	青 木 綱次郎
9 番	市 田 博	10 番	喜 多 和 彦
11 番	櫻 井 立 志	12 番	米 澤 修 司

○欠席議員 なし

○説明のため出席した者

管 理 者	石 井 明 三
副 管 理 者	伏 見 隆
会 計 管 理 者	西 川 英 弘
事 務 局 長	藤 本 伸 一（兼務）
事 務 局 次 長	中 山 和 男（兼務）
参 事	岡 田 典 悦
副 主 幹	近 本 吉 久（兼務）
京 田 辺 市 経 済 環 境 部 長	吉 岡 均
京田辺市経済環境部ごみ広域処理推進課長	宮 本 尚 明
京田辺市経済環境部ごみ広域処理推進課担当課長	丸 山 勝 之
枚 方 市 環 境 部 長	阪 本 徹
枚方市環境部環境総務課長	重 村 篤 也

○職務のため出席した者

書 記 長	藤 本 伸 一（兼務）
書 記	中 山 和 男（兼務）
書 記	寺 嶋 義 和
書 記	近 本 吉 久（兼務）
書 記	植 松 義 隆
書 記	有 馬 新太郎

○議事日程

日程第1 会期の決定

日程第2 諸般の報告

日程第3 議案第9号 枚方京田辺環境施設組合個人情報保護条例の一部改正について

日程第4 議案第10号 枚方京田辺環境施設組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害
補償等に関する条例の一部改正について

日程第5 議員の派遣について

日程第6 一般質問

○西田政充議長 それでは、皆さん、改めましてこんにちは。

開議に先立ち、書記長から議員の出席状況を報告させます。

藤本書記長。

○藤本伸一書記長 ただいまの出席議員は12名でございます。

以上で報告を終わります。

開会・開議 午後1時55分

○西田政充議長 ただいまの報告のとおり、出席議員は定足数に達しておりますので、これから平成28年第1回枚方京田辺環境施設組合議会定例会を開会いたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

開会に当たり、管理者から挨拶したい旨の申し出がありますので、これをお受けいたします。

石井管理者。

○石井明三管理者 どうも皆さん、本日は大変御苦労さまでございます。

開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、平成28年第1回枚方京田辺環境施設組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、御多用の中、御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

さて、本定例会で提出いたします案件につきましては、条例改正の2議案でございます。よろしく御審議をいただきますよう、御承認いただきますことをお願い申し上げます。

以上、簡単でございますけれども、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。どうかよろしくお願い申し上げます。

○西田政充議長 次に、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、広瀬ひとみ議員、市田博議員を指名いたします。

日程第1、会期の決定を議題とします。

お諮りします。今定例会の会期は、本日の1日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○西田政充議長 御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日の1日間とすることに決しました。

日程第2、諸般の報告を書記長より行わせます。

藤本書記長。

○藤本伸一書記長 前臨時会閉会后、本定例会までの諸般につきましては、本日お手元に配付しております報告書のとおりでございます。内容といたしましては、平成28年8月30日以降、3回にわたりまして、7月分、8月分、9月分それぞれの現金出納検査が実施され、その結果が議長宛てに報告されております。

また、本定例会の運営に当たり、10月31日に組合議会幹事会が開催されたものでござ

います。

報告は以上でございます。

○西田政充議長 日程第3、議案第9号、枚方京田辺環境施設組合個人情報保護条例の一部改正についてを議題とします。

理事者からの提案理由の説明を求めます。

藤本事務局長。

○藤本伸一事務局長 議案第9号、枚方京田辺環境施設組合個人情報保護条例の一部改正について御説明申し上げます。

議案書の1ページをお開きください。

本件は、本組合個人情報保護条例に罰則を設けるに当たり、所要の改正を行うため、提案するものでございます。

2ページ以降に条例案がございますが、主な改正内容といたしましては、職員や受託業務の従事者が個人情報を不正な目的で外部提供した場合などに、懲役または罰金に処する罰則規定を追加するものでございます。

なお、この条例は、平成28年12月1日から施行したく考えております。

以上、よろしく御審議をお願い申し上げます。

○西田政充議長 これより質疑に入ります。

ただいまのところ、通告はありません。

質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○西田政充議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ、通告はありません。

討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○西田政充議長 討論なしと認めます。

これから議案第9号を採決します。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○西田政充議長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第10号、枚方京田辺環境施設組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

理事者からの提案理由の説明を求めます。

藤本事務局長。

○藤本伸一事務局長 議案第10号、枚方京田辺環境施設組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

議案書の5ページをお開きください。

本件は、本組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の罰則規定を設けるに当たり、所要の改正を行うため、提案するものでございます。

6 ページに条例案がございしますが、主な改正内容といたしましては、補償を受けようとする者が、補償の実施または審査のために必要な医師の診断を拒んだ場合などに、20 万円以下の罰金に処する罰則規定を追加するものでございます。

なお、この条例は、平成28年12月1日から施行したく考えております。

以上、よろしく御審議をお願い申し上げます。

○西田政充議長 これより質疑に入ります。

ただいまのところ、通告はありません。

質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○西田政充議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ、通告はありません。

討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○西田政充議長 討論なしと認めます。

これから議案第10号を採決します。

本件は原案のとおり決することに御異議はありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○西田政充議長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第5、議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。

議員派遣承認要求書のとおり、平成28年11月21日に近江八幡市環境エネルギーセンターへの行政視察として、組合議員12名全員を派遣することにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○西田政充議長 御異議なしと認めます。よって、本件はそのとおり決しました。

日程第6、一般質問を行います。

なお、質問者の質問時間には、答弁時間を含め15分までという時間制限の申し合わせがありますので、念のためお知らせいたします。

ただいまから、順次質問を許します。

まず、米澤修司議員の質問を許します。

米澤議員。

○米澤修司議員 こんにちは。京田辺市議会選出の米澤修司です。

本年8月2日に臨時会が開催され、組織体制の整備がなされました。本日、枚方京田辺環境施設組合議会第1回定例会が開催されたことは、ごみ焼却場の広域化を望んできました一

人として、大変感慨深いものがあります。今後、廃棄物処理にとどまらず、観光や文化などさまざまな分野での相互交流が進むことを期待しております。

今日までさまざまな課題を整理され、努力されてきました理事者の方々、関係職員の皆さん、そして御理解をいただいた地元の区・自治会の皆さんに改めて感謝を申し上げます。今後もさまざまな課題が発生するかと思いますが、ともに力を合わせて解決していくという立場での御努力をお願いいたします。

さて、通告に従いまして大きく3点ほど質問いたしますので、よろしく御答弁をお願いいたします。

1点目は、施設整備の発注方式ですが、可燃ごみ広域処理施設に係る事業手法について、DBO方式で進める方向であるとの説明を受けています。近隣の城南衛生管理組合でも、新しい焼却場建設についてDBO方式を選択していますが、それ以外での近隣自治体でのDBO方式の導入事例、また、何ゆえDBO方式の採用がふえたのかについてお尋ねしたいと思います。それと、枚方、京田辺両市においてDBO方式の方向性の優位性を確認され、本組合にその方向性を引き継がれておりますが、どのような検討をされたのかをお尋ねいたします。さらに今後の業者選定、発注などについて、どのような考えをお持ちなのかをお尋ねいたします。

2点目は、環境省の循環型社会形成推進交付金の内示がおくれているとのことですが、今後の事業の進行への影響について、どのように考えているのかをお尋ねいたします。

3点目は、環境省が水銀の排出基準を定めたとお聞きしていますが、その内容と今後の対応についてお尋ねいたします。

以上、質問いたしますので、よろしく御答弁をお願いします。

○西田政充議長 理事者から答弁を求めます。

藤本事務局長。

○藤本伸一事務局長 米澤議員の一般質問にお答えいたします。

まずは1つ目の発注方式についてでございます。まず、DBO方式の導入事例の団体についてでございますけれども、近隣では滋賀県の大津市でありますとか、京都府下では宮津与謝環境組合、兵庫県では神戸市や高砂市がございます。

こういったDBO方式が導入されるケースが多くなってまいりましたけれども、その背景には、従来行われてきた方式では、日常の運転管理を行政職員が担っている場合でも、維持管理においては施設建設に携わったプラントメーカーまたはその関連会社がそのまま修理などの業務を請け負っているケースが多いために、発注に際し競争性を働かせることができず、事業全体を見通した効率化、合理化を図ることが難しい状況にございました。そのような中で事業手法としてDBO方式が導入されていますのは、公共が責任を担い、かつ施設の建設と竣工後の運営事業を一括して発注し、競争性を働かせることにより、コストの縮減が図れるほかに、運営、維持管理が計画的、効率的に進められるため、財政負担の平準化を図ることができると、こういった優位性が評価されているものではないかというふうに考えております。

また、これまでの経過と事業者の選定手続についてでございますけれども、今後整備して

いく施設につきましては、組合設立までの間、構成市である枚方市と京田辺市において、それぞれの市で策定されたごみ処理施設整備基本構想を踏まえ、可燃ごみの広域処理に関する基本合意書が両市で締結されました。その後、両市共同で施設整備基本計画を策定するとともに、事業手法の調査が行われてまいりました。その調査では、先ほど申し上げたようなD B O方式の優位性が確認されたところでございます。こうしたことを踏まえて、組合設立後、本組合といたしましては、構成市から事業手法はD B O方式で進めるよう引き継ぎを受けております。そうした中で、今後進める事業者選定手続きにつきましては、御質問のように、建設と運営とを一括して長期間の契約を締結することになりますので、公平性、透明性を確保しながら慎重に事務を進めていく必要があると考えております。こうしたことから、学識経験者など専門家を構成員に含めた委員会を設置いたしまして、施設や運営、維持管理に求める水準、発注方法、事業者の選定などを御審議いただきながら、契約事務を進めてまいりたいというふうに考えております。

次に、2つ目の交付金内示のおくれによる事業への影響についてでございます。本年度の施設整備に関連する事業につきましては、国の循環型社会形成推進交付金を活用しながら、環境影響評価業務及び地質調査業務を進めてまいる予定でございますが、当組合では、現時点で交付金の内示を受けることができておりません。しかし、特に環境影響評価業務につきましては速やかに業務を開始したいとの思いがございますので、今後の進め方について京都府とも協議しながら、平成35年度の稼働に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

次に、3つ目の水銀の排出基準についてでございますが、廃棄物焼却炉を含む水銀排出施設につきましては、平成27年に大気汚染防止法が改正され、排出基準の遵守と水銀濃度の測定などが義務づけられました。同法施行規則では、ごみ焼却施設は、大気中への排出許容限度を1立方メートル中30マイクログラムとされ、平成30年4月1日、あるいはそれ以降に施行されるということになっております。今後、本組合が整備する施設につきましては、既に施設整備基本計画にも織り込まれておりますので、今回の排出基準にも対応できるようにしてまいりたいというふうに考えております。

以上で答弁を終わります。

○西田政充議長 米澤議員。

○米澤修司議員 ありがとうございます。それでは、再質問を行いたいと思いますが、一問一答で行いますので、よろしくお願いいたします。

D B O方式の発注となると、20年程度の長期契約になるというふうに理解しているんですけども、そうした中で、委託先の企業の経営状態が悪くなるような事態については、どのような対応策をお考えなのかをまずお尋ねしたいと思います。

○西田政充議長 藤本事務局長。

○藤本伸一事務局長 御指摘のように、D B O方式で進めてまいりますと、長期の契約を結ぶということになりますけれども、事業者の経営状況が厳しくなったときの対処につきましては、日ごろより経営状況を見きわめる中で、組合が必要な措置を講じていくというふうになるかと思いますが、まずは財務状況の点検などを継続的に行えるような体制づくりが必要

であると考えております。

○西田政充議長 米澤議員。

○米澤修司議員 大変長い長期間の契約になりますので、その辺はぜひとも慎重にきちっと対応をしていただかないと、困るのが市民と。行政だけでなく市民の方々が一番困るわけなので、その辺については丁寧な対応をお願いしたいと思います。

DBO方式につきましては、近年たくさんの自治体で採用する事例がふえております。私も、し尿処理場、ごみ焼却場ともいろいろ現場でかかわってきたんですけども、私らが現場に入ったところというと、既に40年ぐらい前になるのかね。そのころは大体、多くの自治体で直営でやられていました。そうした中で、業者選定する過程の中では、政令市とかの大きな自治体では、それぞれ電気の専門家、化学の専門家あるいは機械の専門家をちゃんとキープしておられまして、何年間に一遍は業者選定作業があったり、焼却場をつくっていく仕事があったわけで、そういう中で技術の継承がされておられるわけなんですけども、私とこの現場のようなところは、せいぜい30年間に2回、焼却場を建てかえるとか、し尿処理場を建てかえるとかということがありまして、そうした中ではなかなか業者選定も苦慮された事例があったと思います。私たちも何とか直営を頑張ってとろうということで、労働組合でストライキもしながらやってきた経緯があるんですけども、時代が変化してくる中では、次第に民間委託が拡大されました。民間委託の持っている問題も、私自身よく知っております。なかなか直営の職員がやっていたときは仕事の仕方が違う、あるいは工場の中身そのものが、40年前の工場と最近の工場とは全然システムも違う、技術のレベルも違うということを感じてまいりましたので、その辺については十分慎重に対応されながら、行政にとっても、そこで働く者にとっても、市民にとってもよい焼却場建設を進めていっていただきたいと思います。

2点目のことについて、交付金のことなんですけども、今回内示がないということなんですけども、その辺で事業が大きくおくれるというような影響はないものなのかどうか、その辺についてお尋ねしたいと思います。

○西田政充議長 藤本事務局長。

○藤本伸一事務局長 先ほども申し上げましたように、特に環境影響評価につきましては、できるだけ早く着手したいというふうに思っております。その中で、我々としたらどういった選択肢があるのかということにつきまして、京都府と現在協議を進めているところでございますので、そういった中で、我々にとって最もいい選択をしてまいりたいと思いますし、その中で、平成35年度の稼働に向けて、順調に進めていくような手続をとってまいりたいというふうに思っております。

○西田政充議長 米澤議員。

○米澤修司議員 ありがとうございます。交付金はなくはないものでありますし、ぜひとも、大変だとは思いますが、引き続き御努力の方をお願いいたします。

これで時間が参りましたので、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○西田政充議長 これにて米澤修司議員の質問を終結します。

次に、広瀬ひとみ議員の質問を許します。

広瀬議員。

○**広瀬ひとみ議員** こんにちは。枚方の広瀬です。ちょっと風邪を引きまして、お聞き苦しいかと思いますが、よろしくお願いします。

私の方からも可燃ごみ広域処理施設整備に係る事業手法についてお伺いさせていただきたいと思います。先ほどの米澤議員さんの御質問に少し重なる部分があるかと思いますが、よろしくお願いします。

平成28年7月25日に両市の市長から本組合に事業手法の方向性として、公設民営手法、DBO方式で確認ができたので、その意思を引き継いで組合での事業を進められたいとの引き継ぎを受けられました。組合議会での議論は、公式にはこれが初めてとなります。

そこでお伺いいたしますが、この間、事業方式についてどのように検討を進めてこられたのか、また、これに伴う今後のスケジュールはどのように考えておられるのか、まず1点目、お伺いいたします。

○**西田政充議長** 理事者から答弁を求めます。

藤本事務局長。

○**藤本伸一事務局長** 広瀬議員の一般質問にお答えいたします。

可燃ごみ広域処理施設整備に係る事業手法についてということでございますが、まず、これまでの事業手法の検討経過といたしましては、本組合の構成市でございます枚方市と京田辺市において、平成26年にそれぞれの市で策定された基本構想を踏まえまして、可燃ごみの広域処理に関する基本合意書が締結されました。その後、両市共同で施設整備基本計画を策定するとともに、事業手法についても調査が行われてまいりました。さきの質問でもお答えいたしましたけれども、事業手法の調査の中では、DBO方式は公共が責任を担い、かつ施設の建設と運営事業を一括して発注し、競争性を働かせることにより、コストの縮減が図れるほか、運営、維持管理が計画的、効率的に進められるため、財政負担の平準化を図ることができる。こういったことから、事業手法としてはDBO方式が望ましいと結論づけられているところでございます。

構成市では組合設立までの間、今申し上げましたような事業手法の調査が行われ、組合設立後、構成市から事業手法をDBO方式の方向で進めるよう引き継ぎを受けておりますが、本組合といたしましても、他の方式よりDBO方式に優位性があるというふうに考えているところでございます。

今後は、学識経験者など専門家を構成員に含めました委員会を設置してまいりまして、施設や運営、維持管理に求める水準、発注方法、事業者の選定などについて御審議をいただくとともに、債務負担行為の設定、契約締結の過程を経まして、事業に着手してまいりたいというふうに考えております。

○**西田政充議長** 広瀬議員。

○**広瀬ひとみ議員** 事業手法について両市で調査が行われ、それで引き継ぎを受けて、組合としても優位性を認めておられるということですが、枚方市議会として、このDBO方式で進めることについて議論をした経過はございませんし、これまで行ったことのない契約手

法での実施を検討されているわけですから、負担金を出していく市議会への報告というものも適切に今後行っていただきたいというふうに思います。

その上でもう少しお聞きいたしますが、事前に配付いただいた可燃ごみ広域処理施設整備に係る事業手法調査等業務報告書（概要版）では、20年分の運營業務についても、競争原理を働かせることができ、コスト削減を実現できると書かれておりました。DBO方式により契約する際には、この運営期間を10年とするのか15年とするのか20年とするのか、これはどのように検討されるのか、お伺いいたします。

○西田政充議長 藤本事務局長。

○藤本伸一事務局長 この報告書の中では、20年ということに重点を置いて記されているかなというふうに思っておりますけれども、今現在は、構成市で作成されました事業手法調査等業務報告書を踏まえつつ、今後設置予定であります委員会の中で、どれぐらいの期間がベストなのかということも含めて御議論をいただこうというふうに考えております。

○西田政充議長 広瀬議員。

○広瀬ひとみ議員 この報告書の中でバリューフォーマナーが示されておりますが、コストの削減は具体的にどういった部分で生じてくるのか。人件費、維持費でお聞きいたします。

○西田政充議長 藤本事務局長。

○藤本伸一事務局長 DBO方式では長期間の契約というふうになりますので、事業者は民間ノウハウを生かしながら運営に当たってこようかと思えます。そういうことからいたしまして、計画的に人員を確保するとともに、設備も計画的に調達、更新できることから、コストが削減できるのではないかとというふうに考えております。

○西田政充議長 広瀬議員。

○広瀬ひとみ議員 DBO方式にはデメリットというものはないのか、お伺いいたします。

○西田政充議長 藤本事務局長。

○藤本伸一事務局長 構成市でコンサルタントに委託されました調査につきましては、環境省より示されているガイドラインに沿って進められているというふうに思っております。その中で各方式についても検討がなされてきたところでございますが、その上で競争性を高めることができるほか、財政負担の平準化を図ることのできるDBO方式が望ましいとされたところでございます。

御質問のDBO方式のデメリットでございますが、組合といたしましても、先進事例を研究する中で進めてまいりましたけれども、今のところ明確なデメリットというのは見出せていないところでございます。

○西田政充議長 広瀬議員。

○広瀬ひとみ議員 ありがとうございます。財政負担の平準化を図ることができるということですが、逆に事業者側としては、必要コストにプラスアルファを見込んでおかないと、受けられないんじゃないか。リスク分担の話もあると思うんですけれども、そういうふうにも感じます。そうすると、競争性が高まったとしても、どうなんだろうかという気もいたしますし、そもそもプラントもそうですが、実施できる事業者が少ない中で競争性が本当に担保できるのかと疑問にも感じます。この点では、先進事例の入札参加状況や落札率の状況なども、

今後資料としてお示しただければというふうに思います。

デメリットについては、明確なものは見当たらないということでしたけれども、こうした契約方式はふえてきているというお話でありましたけれども、契約更新に至った件数というのはまだ極めて少数で、そういう意味ではデメリットという部分がまだ見えていない部分もあるのではないかとというふうにも感じます。

清掃工場は長寿命化が求められています。この施設も少なくとも30年以上は使用していくことを前提に検討されていると思います。仮に20年の長期運営委託とすると、その中で長寿命化の対策を講じることになりますが、その費用は、今後契約する事業の費用に含まれてくるのでしょうか。だとしたら、機能診断し、長寿命化の計画を立て、推進していくことについて、どのように進めることになるのか。また、維持管理、全くお任せになってしまうのではないかとという心配もありますが、この点はいかがでしょうか。

○西田政充議長 藤本事務局長。

○藤本伸一事務局長 まず、施設整備の発注につきましては、できるだけ競争原理が働くような配慮に努めてまいりたいというふうに考えております。そうした中で、長寿命化対策につきましては、現段階では、事業者との契約期間中は想定しておりません。なお、組合といたしましても、運営、維持管理が適切に行われるよう、モニタリングを実施してまいりたいというふうに考えております。

○西田政充議長 広瀬議員。

○広瀬ひとみ議員 実際に何年の契約期間とするのか、これから委員会の中で御議論いただくというお話で言われているんですけれども、仮に20年後、契約更新という形になった場合に、やはり老朽化したその施設を運営委託に出していくということでは、組合の側にとって非常に不利になるのではないのかというふうに心配をするわけです。最初はいろんな業者さんを募ることができるかもしれませんが、更新の場合には、結局は限られてくるんじゃないかと。その不安というのを感じるんですけれども、この点はいかがでしょうか。

○西田政充議長 藤本事務局長。

○藤本伸一事務局長 契約期間中につきましては、施設建設のほかに、運営、維持管理など、各段階においてモニタリングは行っていききたいと思いますし、その段階での最も望ましい契約方法を検討はしてまいりますけれども、いずれにいたしましても、契約期間が満了した後も運営に支障が生じないような対策を検討してまいりたいというふうに考えておりますし、それにつきましては、今後設置予定の委員会の中でも御議論いただきたいなというふうに思っております。

○西田政充議長 広瀬議員。

○広瀬ひとみ議員 いただいた報告書のバリューフォーマネーというのは20年間の試算ということですし、契約更新を含め35年ぐらい施設を稼働させたとなると、結局どの程度有利になっていくのだろうかと、こういう疑問を持っております。民間のノウハウとよく言いますが、東部清掃工場でも試運転でいきなり爆発事故が起きるということもございました。全国でこうした方式が、今後の発注方式の中でどんどん広がっていくということになるのであれば、未経験の職員の方もどんどん入ってくるんじゃないのかなというふうに思いま

す。現に、経験は問わないという形での職員募集というのも、この分野はされていると思います。コストカットの中には、そうしたプラント運営の人員配置なんかも含まれてくるのではないかというふうに思います。そこでは組合としてはモニタリングをしっかりしていくよというお話だと思いますけれども、直接その職員が運転や維持管理に携わってこられることで得られる経験や技術というのがあるのではないかというふうにも感じますし、直後は大丈夫だというふうには思うんですけども、やはり10年、15年とたっていく中で、組合側の発注能力というのが低下していってしまうんじゃないのかなと、そういう心配をしております。そういう意味では、安全に安定して施設を運営できる手法というのをぜひ選択していただきたいというふうに思います。

以上は意見として述べさせていただきまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○西田政充議長 これにて広瀬ひとみ議員の質問を終結します。

次に、青木綱次郎議員の質問を許します。

青木議員。

○青木綱次郎議員 どうもこんにちは。京田辺市の青木綱次郎と申します。それでは、事前の通告に従って質問を行わせていただきます。

最初に、1にかかわってでございますが、事業手法のDBO方式の課題に関してでございます。新焼却場建設の手法を公設民営、DBO方式とされておりますが、このやり方、DBO方式そのものは、事業の出発点となる建設などの資金調達は全て公費で賄いますが、それ以外の全て、設計、建設、通常運転、維持管理など、20年前後の長期間の契約で、1つの民間事業者へ委託をするもので、実質的にはPFI方式とほぼ同じものになるというふうに思います。PFI方式はごみ焼却場だけでなく、全国的に見れば病院やスポーツ施設など、幾つか導入もされておりますが、既に、さまざまなこのPFI方式の問題点、最初の資金調達以外に維持運営、あるいは事業を始めてみたらこんな問題が出たというのがかなり出ている例もございます。中には事業開始から数年たって破綻して、民間事業者が撤退を表明すると、あるいは行政の側からこれではとても任せられないということで契約解除に踏み切ったと、そういう例も生まれております。それらを見ると、このDBO方式にも当てはまる、共通するような課題があるのではないかと思いますので、幾つか質問をさせていただきます。

1点目は、20年前後の長期契約になりますが、その間の事業経費の変動などへの対応、いわゆるリスク管理をどうするのかということです。執行部の説明では、今の議論でもありましたが、DBO方式の1つのメリットとして財政負担の平準化、毎年定額とすることで軽減を図るということがありますが、それがどこまで確保できるのかということです。想定外の事故による大規模な修理の必要性が生じる可能性は、20年というスタンスで見れば絶えずあります。また、自然災害による破損、地震などによって大きな破損を受けた場合にどうするか、あるいは科学的知見の進歩によって新たな規制が生じて、それへの設備的な対応など、さまざま考えられるようになります。今、前段で水銀の問題もありました。今の時点ではこういう物質に対する規制は必要ないとされていても、10年ぐらいたてば、これについてきちんと削除するシステムが必要になってくると、ないところはそれをつけなさいと。ダイオキシンがその例ですね。本市でも甘南備園という今の施設は一時期、ダイオキシン対応

で大規模な施設改修を余儀なくされました。そういうことが起きたときに、その経費の負担はどうなるのかと。本当に平準化できるのかという問題があると思います。

2点目は、事業経費の透明性確保など、技術情報も含めた情報公開についてでございます。全国的な事例を見ていると、例えば価格設定などについて、事業者側が技術面などで企業秘密を理由に費用の明細などを公表せず、極端な場合には、これは企業秘密で言えないからということで業者の言い値で設定されて、矛盾を生じる例もございます。先ほどの例で言えば、財務情報についてきちんと見ていくということもありました。しかし、企業がそんなに財務情報を、特に危なくなつた企業がきちんとオープンにするのか。また、こういう事業者はある意味では親会社がついて、子会社をつくって運営する場合も多うございます。その場合、子会社自身は運営できても、その親会社が危ない場合、親会社の財務情報まで我々が点検できるのかと。また、親会社はそういうものを出せと言われたら、ずっと素直に出すものなのかと、こういうものがございます。一般的には財務情報なんていうのは企業はなかなか出さない。そういう中でどこまで公開性が保たれるのかという課題があるのではないかと。

3点目が地域経済への貢献についてです。いわゆる経済波及効果や地元経済活性化という視点です。通常の地方自治体であれば、これは京田辺でも枚方市さんでも、できるだけ地元でできるものは地元の業者に、コストで少しぐらいの差があつても、地元経済を守るためにそうしようということもやりますが、こういうDBO方式をとった場合に、大手の事業者が入ってきた場合に、そういうことをどこまで配慮されるのかと、こういう不安もございます。これだけではないと思いますが、少なくともこういうことについてきちんとやる必要がありますんじゃないかと思います。

4点目は、さきの3つとやや角度が異なりますが、これらの課題に適応して、さらにごみ焼却などの分野、技術、環境への影響などに精通した職員体制をどう確保していくのかと。民間委託によって民間事業者を管理、マネジメントすることになりますが、それはある意味では管理する側も、民間と同等あるいはそれ以上の精通した経験や技術、知識、こういうものが要求されるわけです。そうでないと、本当に民間の言っていることが適正なのかどうかも判断もできないと。そういう職員体制をどうつくるのかという課題もあるのではないかと思います。

とりあえず、これを1回目の質問にさせていただきます。

○西田政充議長 理事者から答弁を求めます。

藤本事務局長。

○藤本伸一事務局長 青木議員の一般質問にお答えいたします。

新焼却場建設の事業手法をDBO方式とすることについての課題ということでございますけれども、さきの御質問にもお答えいたしましたように、今後整備していく施設につきましては、組合設立までの間、構成市である枚方市と京田辺市において、それぞれの市で策定されました基本構想を踏まえ、可燃ごみの広域処理に関する基本合意書が両市で締結されました。その後、共同で施設整備基本計画を策定するとともに、事業手法の調査が行われてまいりました。その調査の中では、事業手法として、DBO方式は公共が責任を担うと、かつ施設の建設と運営事業を一括して発注し、競争性を働かせることにより、コストの縮減が図れ

るほかに、運営、維持管理が計画的、効率的に進められることにより、財政負担の平準化を図る、そういったことができるということから、事業手法としてはDBO方式が望ましいと結論づけられているところでございます。こうしたことを踏まえて、組合設立後、構成市から事業手法をDBO方式の方向で進めるよう引き継ぎを受けておりますので、組合といたしましてはその方向で進める予定にしております。

そうした中で、御質問のような事業経費の変動や地域経済への貢献などにつきましては、今後整備するごみ処理施設の事業者を選定するに当たりまして、施設や運営、維持管理に求める水準、発注方法などを検討することになりますけれども、具体的には、学識経験者など専門家を含めた委員会で御議論をいただこうと考えております。

また、事業の実施段階におきましては、施設の設計、建設、運営、維持管理の各段階において、契約に定めた要求水準どおりに進められているかどうかをモニタリングするといったことが必要になってくようかと思っております。組合といたしまして、事業の実施状況、財務状況など情報把握に努めるとともに、適正に監視できるよう、段階的に職員の体制も整えてまいりたいというふうに考えております。

○西田政充議長 青木議員。

○青木綱次郎議員 私が先ほど指摘したような課題があるんだという点では一致はできると思うんですよ。ただ、現時点でそれについてこう考えているとか、具体的にはこうするんだということがあつてはなくて、今後、専門家などを交えた審議会ですか、委員会ですか、そういうものを設置して、これらの課題への対応だけでなく、事業の契約内容、発注方法、業者の選考などを含めて審議をしていくと、そういうふうになつていくと私はよくわかります。

ただ、問題はそういう作業をしていく中で、例えばその場合に、いわゆるリスク管理、そういうものについてどこで線を引いていくのかと。さっき言ったように、コストの平準化、経費の平準、財政平準化ということが1つのメリットとして言われました。ただ、それが本当にどこまで担保できるのかというのは不透明な部分が多いわけです。それはなかなか我々にしなつて、この先この地域で向こう20年間に必ず大地震が起きて、工場なんかかなり大規模な損害を受ける可能性があるとしか言えないわけで。ただ、そういうものについての費用負担をどう持つのかと。そういうのは結局、そういう場合は自治体さんが全部持つてくださいたいなことを言われたら、現実的にそれが本当に今言っているような財政平準化になるのかと。やっぱり、同じように直営でやっている、あるいは公設民営以外の方式でやるようなでこばこは出るのではないかと。あるいは国の基準が変わってしまったと、それへの対応が必要だと。人為的事故なんかは、それは業者の方で責任を持ちなさいみたいなのは通るにしても。そういったときに、言うほど財政の平準化がなされない可能性も出てくるわけですよ。あるいは、DBO方式であれば、そこまで持つて言われたら、業者が嫌がる可能性もありますよね。そこまで我々にリスク負担を求めるのであれば、もう手を挙げませんと。聞いたところでは、今回、PFIにならずにDBOになつたのも、PFIではスタート時点の資金確保が難しいから、手を挙げる業者がいなかったと。同じように、このDBO方式でもいろんな条件を持つて、あるいは地元発注でもそうですが、大手にしてみれば、全国どこでもいいから一番安いところを探したいと思っているのに、何であれ。少なくとも枚方、京

田辺に業者がいる分についてはまずそこから選びなさいと、若干割高でもそうしなさいみたいなことを言われたら、業者はそういう契約ではいけない可能性だってあるわけですよ。しかし、我々はそれでいいのかということですね。その場合DBOでいくのかという、どこかで基準が要るのではないかと思うんですね。

今あえて、ともかくDBOしかないんだということになれば、ある意味では本当に業者の要求がどんどん通っていかざるを得ない、そうになっていかざるを得なくなる。情報公開にしても、基本は業者が公開すると、そういう選択肢は全部業者が持つというふうにしてしまったら、さっき言った財務情報だって本当に出るのかと。あるいは、親会社の財務情報は一切出せませんと、こういうことを言われたら。目の前でやっている業者は、財政的に非常に健全に見えるけども、実は親会社は青息吐息で倒産寸前と。それを最後まで隠して、最後に起きるのは、子会社を売ってしまって親会社が生き残ると。なら、やっぱり親会社の財務状況も見ないといけないわけですよ。そういうことも含めて担保できる条件に設定する必要があるけど、それで本当に手を挙げてくれる業者が何人いるのかと。いないんだったら、DBOはやめようという議論になるのか、そこは諦めようというようにするのかと。そういう基準が必要になってくると思うんですよ。その辺についてはどうお考えですか。

○西田政充議長 藤本事務局長。

○藤本伸一事務局長 まず、ごみ処理施設の整備手法でございますけれども、DBO、DBOと申しまして、それ自身が特別なことではなくて、例えば、建設に当たっては工事発注をいたしますし、運営や維持管理に関しては個別に契約を結んでいるのが実態でございます。さまざまな建設や運営方法がある、そういった中で今回はDBO方式で進めていこうということでございますので、契約の中身をどういったものにしていくのかというのは、例えば、先ほど御指摘いただいたような自然災害があったときはどうするんだというのは、単年度契約であっても起こり得る話でございますので、同じような対応をしていくと。特別、DBOだからこういった対応をしていくということはないかというふうに考えております。

その中で、ただ、長期の契約になるということは御指摘いただくようなところもございしますので、その点につきましては、先ほども申し上げましたように、専門家の意見も聞きながら、どういった役割分担をしていくのかということについては議論をしてみたいというふうに考えております。

○西田政充議長 青木議員。

○青木綱次郎議員 財政平準化でいえば、やっぱり今回DBO方式を選ぶ1つの論拠に、財政平準化が図れるということがなっていると。それは単年度契約では得られないものだというようにやっている以上、それが今ぐっと突き詰めて考えてみたら、そういうものはやっぱり行政で持たなきゃいけないんだというふうになるのであれば、私は論拠にもならないと思うんですよ。だったら、20年契約でも、例えば単年度契約で毎年見直すようにしていくと、業者もその都度かえることもあり得るという方式をするのも1つの方法ですわね、こういう20年契約みたいなDBO方式にするのではなくて。そういう線をどこで引くのかという問題が出てくると。

これは1点目のリスク管理だけでなく、2番目、3番目も同様なんですよ。あるいは、そ

れらも踏まえて総合的に、リスク管理はちょっと譲ってもいいけども、情報公開だけは絶対に譲らないと、親会社まで全部出せとかね。あるいは、3番目については、これは徹底的に枚方、京田辺にいる業者でできるから、必ずそこを使うというのがのめるかどうかと。それをのめるのであれば、1、2はどうしようという議論でもあるでしょう。ただ、そういう基準が必要だし、それに対するしっかりした方針が、私は必要になると思います。その点では、この組合を構成する京田辺市、枚方市さんとも慎重な審議を十分行う必要があると思うんですよ。両市とも含めて協議を行う必要があると思いますが、その点はどうか。

○西田政充議長 藤本事務局長。

○藤本伸一事務局長 今後、委員会の構成メンバーをどういった形で作り込んでいくのかということになろうかと思いますが、御指摘いただいたようなことも配慮しながら、体制づくりに努めてまいりたいと思います。

○西田政充議長 青木議員。

○青木綱次郎議員 それはぜひお願いしておきます。2については、時間がないので表明だけしますが、ごみ処理は住民生活に物すごく深くかかわる問題でございます。基本は行政が直接責任を持ってやる方法、直営方式でやることを基本に考えるべきだというふうに思っております。その点では、こういう民間委託が先にあるやり方は改める必要があるのではないかとすることは指摘しておきたいと思います。

以上で終わります。

○西田政充議長 これにて青木綱次郎議員の質問を終結します。

以上をもって、本定例会の日程は全て終わりました。

閉会に際し、管理者から挨拶したい旨の申し出がありますので、これをお受けいたします。
石井管理者。

○石井明三管理者 閉会に当たりまして、一言お礼を申し上げます。

本日は条例改正の2議案につきまして慎重なる御審議をいただきまして、まことにありがとうございました。いずれも原案どおり可決をいただき、心から厚くお礼を申し上げます。

また、本議会では初めての一般質問となりましたが、その中で数多くの御意見、御提案をいただきました。これからにつきましては精査の上、今後の組合運営に生かしてまいりたいと考えておりますので、今後とも御理解、御鞭撻を賜りますことをお願い申し上げます。

最後になりますが、これから寒い季節がやってまいります。議員各位におかれましては十分に御自愛をいただきまして、より一層の御活躍をされますよう御祈念申し上げ、簡単でございますけれども、閉会に当たっての御挨拶とさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

○西田政充議長 それでは、閉会に当たりまして、私からも一言御挨拶を申し上げます。

平成28年第1回定例会は、議員及び理事者の皆様の御協力によりまして、全ての日程を終えることができました。皆様の御協力に心から感謝を申し上げます。ありがとうございました。

理事者各位におかれましては、議員の皆様からいただきました貴重な御意見、そして御提言を十分に配慮、そして考慮されながら、今後の組合事務の執行に生かしていただきますよ

うに私からもお願いをいたしておきます。

結びになりますけれども、この季節の変わり目、この時期は体調を崩しやすいころでございます。皆様におかれましてはくれぐれも御自愛いただきますようお願いを申し上げます。閉会の御挨拶とさせていただきます。

これをもちまして、平成２８年第１回枚方京田辺環境施設組合議会定例会を閉会いたします。

大変お疲れさまでございました。

閉　　　　会　　　　午後２時４７分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 西 田 政 充

署名議員 広 瀬 ひ と み

署名議員 市 田 博

付議事件一覧表

事件番号	事件名	議決年月日	議決結果
—	会期の決定	平成 28 年 11 月 14 日	決定
議案第 9 号	枚方京田辺環境施設組合個人情報保護条例の一部改正について	平成 28 年 11 月 14 日	原案可決
議案第 10 号	枚方京田辺環境施設組合の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について	平成 28 年 11 月 14 日	原案可決
—	議員の派遣について	平成 28 年 11 月 14 日	決定
—	一般質問	平成 28 年 11 月 14 日	許可